

埼玉県国民健康保険運営方針(案)に係る意見

項目	ページ	該当箇所	意見
2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	8ページ	(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等	<p>国保財政の健全化を図るため、6年間で赤字を解消していくという方針が示された。</p> <p>しかし、その実行については、各市町村の取組に委ねられており、県が財政運営の主体として、具体的な方策を示すべきではないか。</p> <p>また、第2回シミュレーションで示された納付金額を基に、法定外繰入金等を含めずに本市での1人あたり調定額を試算したところ、現行の1人あたり調定額と比較すると64%増となる。これに対応するために税率を引き上げ、6年間で赤字を解消するという事は現実的に非常に難しいのではないか。この状況は、県内市町村において共通している。</p> <p>よって、各市町村の一般会計からの法定外繰入金についても、繰入限度額(●%など)を設定するなど、県として統一の基準を定めるべきではないか。</p>
3 市町村ごとの納付金の算定方法	11ページ	(3)保険者努力支援制度の都道府県分の扱い	<p>「新制度では、運営安定化や医療費適正化に係る都道府県や市町村の努力に応じてインセンティブ(交付金)が与えられる」、「市町村の努力に応じて重点配分する」旨、明記されている。</p> <p>重点配分の方法として、保健事業による医療費抑制の成果を指標とするなど、積極的に取り組み、効果を上げている市町村を支援していただきたい。</p> <p>なお、県が指標を設定する際には、市町村に目標値を設定させ、その目標値への達成度に対して評価する制度としてほしい。</p>
4 市町村ごとの標準保険税の算定方法	14ページ	(2)市町村ごとの標準保険税の算定方法 保険税水準の統一	<p>県が財政運営の主体となるにもかかわらず、各市町村の保険税率は、各市町村の判断に委ねられており、統一されていない。</p> <p>広域化のタイミングにあわせ、財政運営の主体として、県が被保険者の負担に配慮した上で、県内統一、もしくは、二次医療圏での保険税率を設定するべきではないか。</p>